

公益社団法人香取市シルバー人材センター配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人香取市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う配分金(包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。)に関する事項を定めるものである。

(現金、直接、全額支払の原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として現金で直接その全額を支払うものとする。

ただし、配分金は、会員との合意によって、会員又はセンターが指定する金融機関に振り込む方法をもって支払うことができる。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月1回あらかじめ別に定める期日に支払うものとする。

ただし、仕事の完成後、その仕事に対する配分金を会員が特に請求した場合には、当該請求に係る配分金を可及的速やかに支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 仕事の受注に対し、会員の就業に対する配分金相当額を見積もる場合には、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

附 則

この規約は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。